

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境保全課】 3587

### ◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【建築都市局住宅部住まい向上支援課】 3588
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【契約室契約課】 3592
- 仮換地の指定の通知【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】 3601
- 公告の内容の掲示【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】 3604

北九州市告示第467号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定する。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、北九州市環境局環境保全課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成26年10月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 形質変更時要届出区域の所在地

北九州市八幡東区東田二丁目1番103の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

北九州市公告第900号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課

(2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から平成26年12月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間 公告日から平成26年12月16日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課

(2) 期間 平成26年11月4日から同月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 別表のとおり

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎15階15B会議室

## 6 入札に参加できる者の資格

(1) 個人又は法人であること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消されたことがある者

(イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者

(ウ) 申込みを取り消されたことがある者

(エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定及び契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 北九州市との信頼関係を損なう行為がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(ウ) 次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

a 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

b 実質的に暴力団員がその運営に関与している事業者

c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）

d 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

e 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

f 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(エ) 前記（ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

## 7 入札保証金

- (1) 1 物件につき 5 万円又は入札金額の 100 分の 10 以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

- (1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課

- (2) 受付及び申請書の交付をする期間

平成 27 年 1 月 5 日から平成 27 年 5 月 29 日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課

電話 093-582-2777

別表 売り払う物件

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
28	小倉北区平松町 2856 番 10	宅地	249.30	18,200,000	平成 26 年 12 月 16 日 (火) 午前 10 時
29	小倉北区平松町 2873 番 11	宅地	219.78	15,760,000	平成 26 年 12 月 16 日 (火) 午前 11 時
30	小倉北区鑄物師 町 98 番 24	宅地	272.73	21,390,000	平成 26 年 12 月 16 日 (火) 午

					後 1 時 3 0 分
--	--	--	--	--	-------------

北九州市公告第901号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油 2万7,000リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成26年12月1日から同月31日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 1万8,000リットル 平成26年11月頃

イ 2万7,000リットル 平成26年12月頃

ウ 2万7,000リットル 平成27年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得

て、紙入札による参加ができるものとする。

- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年11月7日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市契約室契約課
  - イ 日時 公告の日から平成26年11月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認

申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年11月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成26年11月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年11月17日から同月20日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年11月20日午後5時までに必着のこと

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年11月21日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

- (1) Product and Quantity  
Purchase of White Kerosene  
Forecasted Quantity: 27,000 ℓ
- (2) Deadline for the submission of tender  
For tenders via the electronic bidding system :  
2:00p. m. , November 21, 2014  
For tenders submitted by mail :  
5:00p. m. , November 20, 2014
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Office, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第902号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月24日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

A重油 3万5,900リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成26年12月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号 渡船事業所

くき丸及び第十八わかと丸

イ 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉棧橋）

こくら丸又は代船

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万1,600リットル 平成26年11月頃

イ 3万2,900リットル 平成26年12月頃

ウ 3万8,200リットル 平成27年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムに

より行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年11月7日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年11月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年11月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成26年11月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年11月17日から同月20日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年11月20日午後5時までに必着のこと

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年11月21日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Bunker A

Forecasted Quantity: 35,900 t

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p. m. , November 21, 2014

For tenders submitted by mail :

5:00p. m. , November 20, 2014

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第 9 0 5 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 8 条第 1 項及び第 5 項の規定による北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業における仮換地の指定の通知は、送付を受けるべき者が当該通知の書類の受領を拒んだので、同法第 1 3 3 条第 1 項の規定により当該通知の書類の送付に代えてその内容を別表及び別図のとおり公告する。

平成 2 6 年 1 0 月 2 4 日

北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業

施行者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

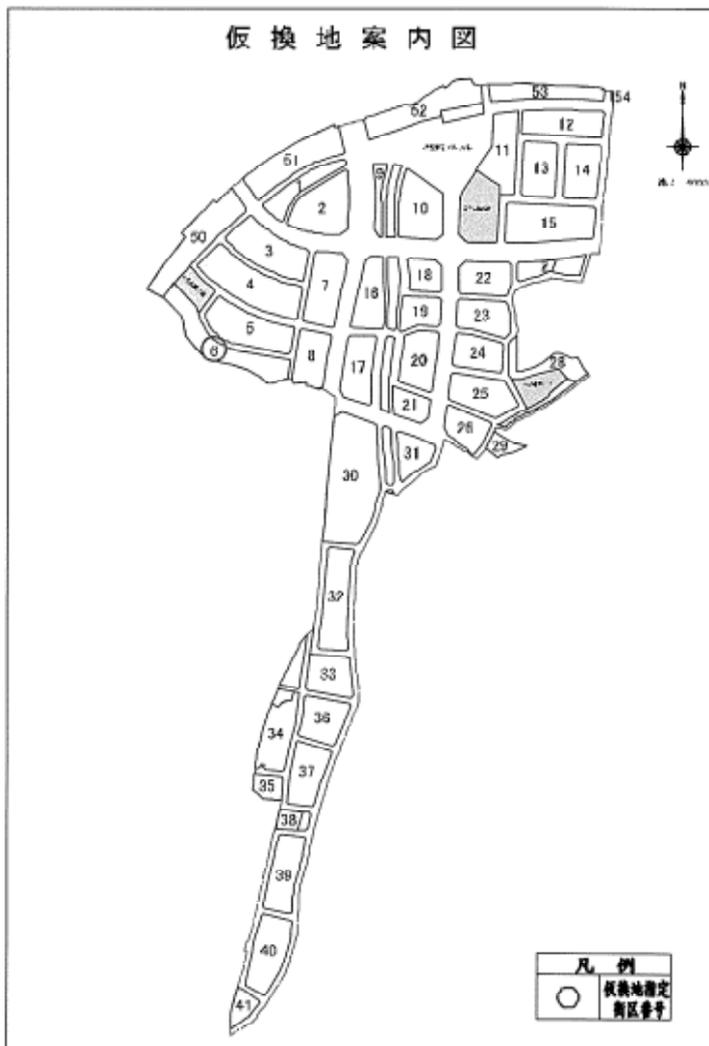
別表

仮換地指定番号	0 5 0 0 5 0
通知を受けるべき者の住所 氏名	北九州市八幡西区堀川町 2 番 1 0 号 高橋真一
従前の宅地	北九州市八幡西区堀川町 8 1 1 番
従前の宅地の登記地目	宅地
従前の宅地の登記地積	6 6 . 1 1 m <sup>2</sup>
従前の宅地の基準地積	7 0 . 0 8 m <sup>2</sup>
仮換地の街区、画地番号	6 街区 6 画地
仮換地の地積	6 6 . 1 1 m <sup>2</sup>
摘要	清算金（徴収） 1 . 0 2 m <sup>2</sup> 相当分
仮換地の指定の効力発生の 日	平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日
仮換地について使用又は収 益を開始することができる 日	別に定めて通知する。
注意	
1 この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。	
2 別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。	
教示	
1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に福岡県知事に審査請求をすることができます	

。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

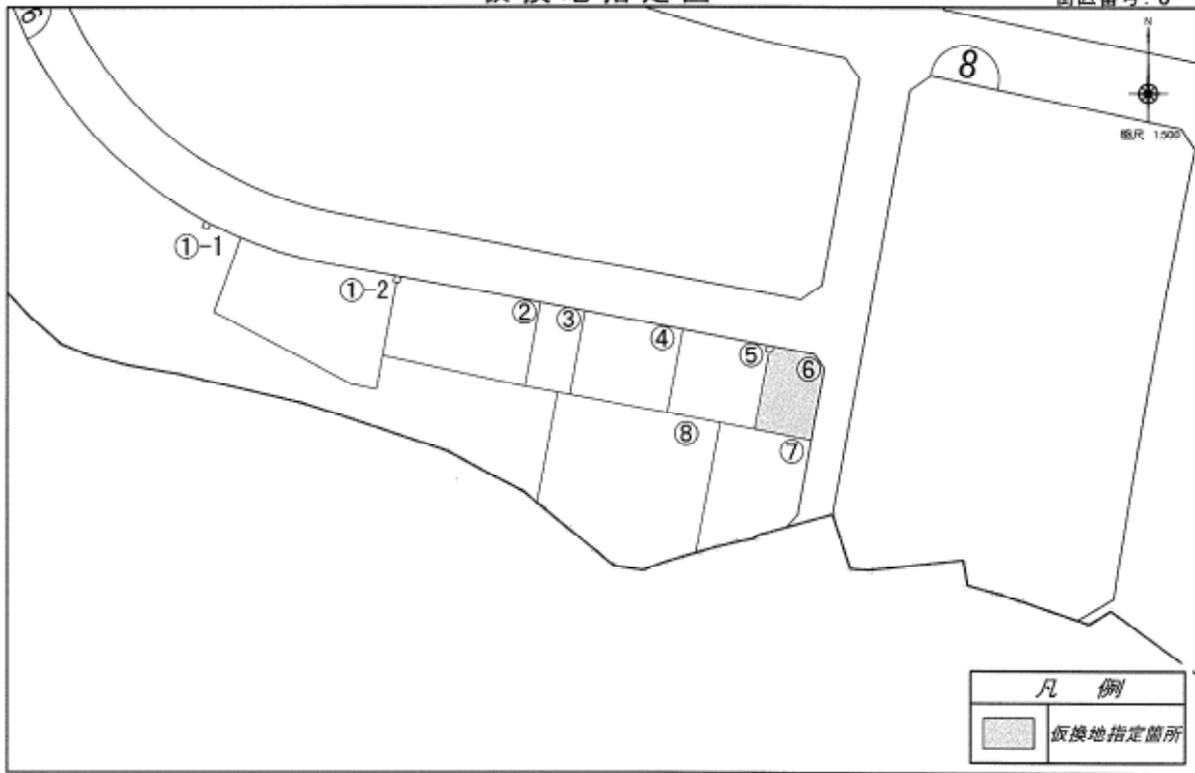
- 2 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市（訴訟において北九州市を代表するものは、北九州市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 別図



仮換地指定図

街区番号: 6



北九州市公告第906号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項の規定による下記の者に対する書類の送付に代わる公告の内容を、同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、北九州市八幡西区堀川町1番の折尾駅西口にある掲示板及び北九州市八幡西区南鷹見町15番の折尾駅東口にある掲示板に掲示する。

平成26年10月24日

北九州市長 北 橋 健 治

記

北九州市八幡西区堀川町2番10号 高橋 真一